

意見書

三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成17年6月1日に開催した平成17年度第1回三重県公共事業評価審査委員会（以下「委員会」という。）において、県より下水道事業5箇所及び広域農道事業1箇所及び都市公園事業2箇所の審査依頼を受けた。

下水道事業に関しては、同年8月31日に開催した第4回委員会及び同年9月26日に開催した第5回委員会において、県及び市及び町の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

また、広域農道事業及び都市公園事業に関しては、同第5回委員会において、県及び市の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 下水道事業

21番 中勢沿岸流域下水道松阪処理区〔三重県の事業〕

115番 松阪市関連公共下水道事業松阪処理区〔松阪市の事業〕

116番 一志町特定環境保全公共下水道事業松阪処理区〔一志町の事業〕

117番 白山町特定環境保全公共下水道事業松阪処理区〔白山町の事業〕

118番 多気町特定環境保全公共下水道事業松阪処理区〔多気町の事業〕

21番については、平成2年度に事業着手し平成10年度に一度再評価を行いその後おおむね7年を経過して継続中の事業である。

115番については、平成2年度に事業着手し平成11年度に一度再評価を行いその後おおむね6年を経過して継続中の事業である。

116番については、平成8年度に事業着手しおおむね10年を経過して継続中の事業

である。

117番については、平成13年度に事業着手しおおむね5年を経過して継続中の事業である。

118番については、平成9年度に事業着手しおおむね9年を経過して継続中の事業である。

これらの事業は、116番の再評価を行うに当たり、この事業と一体的に整備している21番とともに、ほかに21番と一体的に整備している115番、117番、118番の事業とあわせて再評価を行ったものである。

平成17年8月31日に開催した第4回委員会において審査を行った結果、次の点について、説明が不十分であったため、これらを説明できる資料の提出を待って再審議としたところである。

一、合併処理浄化方式との経済比較及び効果比較（合併処理浄化槽との併用処理方式を含む）

一、コンクリート下水管の維持管理費

一、計画処理人口予測の妥当性

一、21番については、全体事業費の詳細な増額要因

同年9月26日に開催した第5回委員会において審査を行った結果、21番、115番、116番、117番、118番については事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

ただし、県に対し次の点について本年度中に説明を求めるものである。

一、全体事業費の増額要因について

県は、前回の再評価時には、国の示す費用関数を使って処理場の建設事業費を算出していたが、今回、積み上げたところ当該費用が著しく増額となり、その理由として費用関数の要因の変化によるものとの説明があった。しかしながら、前回再評価からわずか7年しかたっていないにもかかわらず、当該費用がおおむね200億円も増額になることは、県の計画の甘さを指摘せざるを得ないものと判断される。このため、次の点について詳細な説明をされたい。

（1）費用関数の考え方とその要因の変わった点

（2）処理場の既築部分と残計画部分を合わせた建設事業費内訳

（3）最近のデータを使った人口推計

一、合併処理浄化槽との経済比較等について

県は、水質について三重県庁の浄化槽の実績と下水道の実績を比較して下水道の浄化能力が優れているため、将来にわたって下水道を整備する旨説明があった。しかしながら、今日では浄化槽の技術が進んでおり、将来を想像すれば、更に当該技術革新が予想される。

したがって、今後は、最新技術を応用した浄化槽を基に現在の水質並びに費用を推測して下水道と比較するよう求めるものである。

なお、下水道と浄化槽の比較に当たっては、下水道のメリットのみならず、デメリットも含めて説明されたい。

合併処理浄化槽の設置スピードについては、他の先進的な自治体の状況を参考に県、市、町で最大限努力できる取り組みを考えるよう求めるものである。

一、資料の作成について

今後は、人口分布や家屋等の配置が判るような図面などを添付するとともに、資料の様式や塗色を統一するなど県民にわかりやすい資料の作成に努められたい。

(2) 広域農道事業

1 番 北勢南部地区〔三重県の事業〕

1 番については、昭和55年度に事業着手し平成12年度に一度再評価を行いその後おおむね5年を経過して継続中の事業である。

審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(3) 都市公園事業

20 番 熊野灘臨海公園〔三重県の事業〕

114 番 松阪市総合運動公園〔松阪市の事業〕

20 番については、昭和45年度に事業着手し平成10年度と平成14年度と2回再評価を行いその後おおむね3年を経過して事業内容の大幅な変更が必要と判断したため3回目の再評価を行った継続中の事業である。

114 番については、平成8年度に事業着手しその後おおむね10年を経過して継続中の事業である。

審査を行った結果、20 番については、前回委員会意見を踏まえた検討内容になっていないように思われた。したがって、次の点について説明できる資料の提出を待って再審議とする。

一、熊野灘臨海公園の整備目的の明確化

一、熊野灘臨海公園の整備目的における大白地区の位置づけ

一、大白地区の公園整備にかかるコンセプト変更の客観的な理由

一、大白地区のグラウンドにかかる具体的な利用計画及び利用者年齢構成の見通し

一、地元のスポーツ施設の整備実態と今後の整備計画

114番については、次の点について、資料及び説明が不足していた。したがって、これを説明できる資料の提出を待って再審議とする。

- 一、地元自治体の公園計画における本公園と競合公園との位置関係及び利用計画上の役割
- 一、競合公園を含めた利用者数の見通し
- 一、全体計画図と比較できる今後の進捗計画図
- 一、周辺の道路網と進入路の関係